

投票立会人の主な仕事について

(令和7年)

富山市選挙管理委員会

投票立会人の主な仕事について

投票立会人は、投票が行われる際に投票管理者のもとにおいて投票事務の公平を確保するため公益代表者として投票事務全般に立ち会う重要な職責を有するものです。

1. 投票手続き全般について立ち会います。

- (1) 投票所の開閉に立ち会います。
- (2) 最初の選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会います。
- (3) 選挙人の選挙人名簿抄本との対照に立ち会います。
- (4) 選挙人に対する投票用紙交付に立ち会います。
- (5) 不在者投票や在外投票の投函に立ち会います。※指定投票区のみ
- (6) 投票箱の閉鎖に立ち会います。
- (7) その他の投票手続きに立ち会います。

投票手続きを円滑に進めるにあたり次の各係が担任する事務の処理に立ち会っていただきます。疑問の点があれば問い合わせてください。

庶務係	1 時間ごとの「投票者数」の集計、投票用紙や筆記用具の補充など、投票所運営に必要な事務の一切を行います。
選挙人名簿対照係	選挙人の投票所入場券や運転免許証等により選挙人名簿と照合し、選挙権や投票の有無を確認します。
投票用紙交付係	照合済み投票所入場券と引替えに投票用紙を交付します。
監視係	投票用紙を投函しない選挙人や、投票所に入場してはいけない人を監視し、歩行不自由な選挙人を補助・誘導します。

2. 選挙人や投票について投票管理者に意見を述べることができます。

選挙人や投票について、法令により投票管理者が投票立会人に意見を聴いて決定する場合など、投票立会人は意見を述べるすることができます。

- (1) 投票の拒否を決定するとき（公職選挙法第50条第2項）
- (2) 本人かどうか選挙人に異議があるとき（公職選挙法第50条第5項）

〈参考〉選挙人の確認及び投票の拒否

公職選挙法第50条 投票管理者は、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならない。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

2 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

3 前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票を

させなければならない。

- 4 前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。
- 5 投票立会人において異議のある選挙人についても、また前2項と同様とする。

(3) 代理投票の補助者を選任するとき（公職選挙法第48条第2項）

予め選任しておく場合と代理投票ごとに選任する場合とがあります。

〈参考〉代理投票

公職選挙法第48条 心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあっては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあっては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称）を記載することができない選挙人は、第46条（投票の記載事項及び投函）第1項から第3項まで、第50条（選挙人の確認及び投票の拒否）第4項及び第5項並びに第68条（無効投票）の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

- 2 前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）1人の氏名、1の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は1の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。
- 3 前2項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(4) 代理投票の拒否を決定するとき（公職選挙法施行令第41条第1項）

(5) 代理投票をすることについて異議があるとき（公職選挙法施行令第41条第3項）

〈参考〉代理投票の仮投票

公職選挙法施行令第41条 投票管理者は、法第48条第1項の規定によつて心身の故障その他の事由を理由として代理投票を申請した選挙人がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。

- 2 前項の決定を受けた選挙人がその決定に不服である場合においては、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。
- 3 投票管理者は、第1項に規定する選挙人が代理投票をすることについて投票立会人に異議がある場合においては、その選挙人に仮に投票をさせなければならない。
- 4 前2項の場合においては、投票管理者は、法第48条第2項（法第46条の2第2項の規定により変更して適用する場合を含む。）の規定により、投票用紙に公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号を記載した者に、その選挙人及び投票立会人の面前においてその投票用紙を封筒に入れて封をさせ、かつ、封筒の表面に選挙人及びその者の氏名を記載させて投票箱に入れさせなければならない。

- (6) 不在者投票の受理・不受理を決定するとき（公職選挙法施行令第63条第1項）
指定投票区でのみ取り扱います。誤りや不備が認められるものは、法令や実例、判例に基づき、不受理の決定をすることになります。在外投票も同様です。

〈参考〉不在者投票の受理不受理等の決定

公職選挙法施行令第63条 投票管理者は、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聴いて、前条の規定により保管する投票が受理することができるものであるかどうかを決定しなければならない。

- 2 投票管理者は、前項の規定により受理の決定を受けた投票で第56条第5項（代理投票の仮投票）（第57条第3項、第58条第4項、第59条の5の4第12項、第59条の6第11項又は第59条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものがある場合には、投票立会人の意見を聴いて、これを拒否するかどうかを決定しなければならない。
- 3 投票管理者は、第1項の規定により受理の決定を受け、かつ、前項の規定により拒否の決定を受けない投票については、投票用封筒を開いて、直ちにこれを投票箱に入れなければならない。
- 4 投票管理者は、第1項の規定により受理すべきでないと決定された投票又は第2項の規定による拒否の決定を受けた投票については、更にこれをその投票送致用封筒に入れて仮に封をし、その表面に第1項の規定による不受理の決定又は第2項の規定による拒否の決定があった旨を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

3. 投票録に署名します。

4. 投票終了後、投票箱を開票会場に送致します。

投票管理者が投票立会人2名のうち1名を指定します。指定を受けた投票立会人は、投票管理者と一緒に投票箱と投票箱の鍵を開票会場に送致してください。

投票立会人の留意すべきこと

1. 定刻までに必ず選任通知書、印鑑を持って参会してください。
2. 選挙人名簿の対照や投票用紙の交付等、一連の投票手続きが適正に行われているか、投票の秘密が守られているか、立ち会ってください。
3. 投票が始まるとみだりに投票所外へ退出することはできません。
用便、電話、その他やむを得ない理由により退出するときは、2人同時に席を空ける
ことのないようにしてください。※食事のために投票所外へ出ることはご遠慮ください。
4. 投票録は必ず自分で署名してください。
5. 投票立会人2名のうち投票管理者から指定された投票立会人は、投票箱を開票会場に
送致するとき、必ず投票箱の鍵1個を保管し、投票箱に付き添い、送致用の車に乗車し
てください。
6. 投票立会人は、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故など正当な
理由がある場合を除き、辞職することはできません。また、正当な理由がなくその職務を
怠ったときには罰則の適用があります。（公職選挙法第38条第5項、同法第238条）